「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」(以下「協議会」という。)の構成各団体は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下、「犯罪収益移転防止法」という。)」等の厳正な遵守に関する国土交通省不動産・建設経済局不動産業課の令和7年6月27日の事務連絡を踏まえ、不動産業における犯罪収益移転防止等に関する措置を徹底するため、以下のとおり申し合わせる。

### 1. 犯罪収益移転防止法の啓発

# (1)犯罪収益移転防止法に関する研修会等の実施

構成各団体は、会員又はその傘下の不動産業を営む各社に対して、毎年度、犯罪収益移転防止法に関する研修会等を1回以上実施する。

#### (2)犯罪収益移転防止法に関する教育動画の閲覧促進

構成各団体は、会員又はその傘下の不動産業を営む各社において、協議会が令和7年5月に作成・公開した犯罪 収益移転防止法に関する教育動画が積極的に閲覧されるよう促す。

### (3)犯罪収益移転防止法に関するハンドブック(3分冊)の利用促進

構成各団体は、会員又はその傘下の不動産業を営む各社において、協議会が改訂する「犯罪収益移転防止のためのハンドブック(3分冊)」が積極的に閲覧・活用されるよう促す。

# 2. 不動産業反社会的勢力データベース等(以下、「反社DB等」という。)の活用

#### (1)売買取引時における反社DB等の活用

構成各団体は、会員又はその傘下の不動産業を営む各社が、原則として(※)、すべての売買取引について、取引 当事者が反社会的勢力に該当しないか否か、反社DB等に照会するよう周知・徹底する。

※取引金額が200万円以下の場合は照会不要とする。

### (2)反社DB等による「該当可能性あり」事案の届出

構成各団体は、会員又はその傘下の不動産業を営む各社に対して、反社DB等を活用した結果「該当可能性あり」となった場合においては、原則として(※)、疑わしい取引として届出を実施するよう周知・徹底するとともに、そのためのシステム改修を実施する。

※例えば、「該当可能性あり」となった場合でも、生年月日等で明らかに別人であると確認できる場合には届出 不要とする。

## 3. 犯罪収益移転防止法に係る体制整備

### (1)統括管理者の選任

構成各団体は、会員又はその傘下の不動産業を営む各社が、犯罪収益移転防止法により義務付けられている措置を徹底するための「統括管理者」を選任するよう周知・徹底する。

#### (2)警察との連携の強化

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会、(公社)全日不動産協会は、犯罪収益移転防止等の措置の徹底のため、各都道府県における宅地建物取引業協会、全日本不動産協会各都道府県本部が、各都道府県警察との連携強化を図るよう周知・徹底し、(公財)不動産流通推進センター(以下「センター」という。)は、四半期毎にその状況を把握し、協議会に報告する。

## 4. 犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の手続等の支援

#### (1)届出件数の迅速な把握

センターは、国土交通省の協力を得て、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出件数について四半期 毎に把握し、協議会に報告する。

### (2)届出手続に関する支援等

- ア センターは、宅建業者による犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出を支援するため、国土交通省及 び警察庁と協力して、e-Govによる届出手続等に関する研修の開催、教材資料の作成等を実施する。
- イ センターは、e-Gov によらない届出も補完すべく、届出様式について電子入力ができる様式に変更するとともに、各構成団体は必要に応じて各団体のホームページに電子入力ができる様式を掲載する。

#### 5. その他

当面の間、各構成団体は四半期毎に上記1. ~4. の実施状況について協議会に報告するとともに、センターはその実施状況を取りまとめ、各団体に報告する。

以上

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 会長 坂本 久 公益社団法人 全日本不動産協会 理事長 中村 裕昌 一般社団法人 不動産協会 理事長 吉田 淳一 一般社団法人 不動産流通経営協会 理事長 遠藤 靖 一般社団法人 全国住宅産業協会 会長肥田 幸春 公益財団法人 不動産流通推進センター 理事長 坂本 久